

監理団体 代表者 各位
実習実施者 各位

技能実習生がマスク等の医療用資材の製造に従事する際の
技能実習計画軽微変更届出書の提出について

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

機構 HP「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）」の Q10にてお示ししているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、マスクや医療用資材の需要がひっ迫していることを踏まえ、特例的に、当面の間の措置として、繊維・衣服関係の職種・作業（※）に従事する技能実習生に、技能実習を行っている時間全体の2分の1の期間、関連業務としてマスク等の製造に従事させることが可能となったところです。

マスク等の製造に従事させようとする場合には、『技能実習計画軽微変更届出書』及び『業務の内容の説明資料（任意様式）』を提出してください。

なお、提出の際は同書類の提出であることが分かるよう、以下のような記載等をしていただくようお願いいたします。

【記載等の例】

- レターパックでの郵送の際、品名欄に「書類（マスク等の製造に関する軽微変更届出書）」と明記する。
- 複数種類の書類を同封する場合、付箋貼付にて「マスク等の製造に関する軽微変更届出書」であることを記載の上、他の書類との区別をする。

迅速な届出処理の観点から、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（※）移行対象職種・作業である繊維・衣服関係の職種・作業

紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製造、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製

マスク以外の医療用資材の製造に技能実習生に従事させることについて判断に悩む場合は、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。